

産前産後期間分（4ヶ月分）の国民健康保険料を免除します！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産された当国保組合の被保険者が対象です。
在胎週数12週以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の免除方法

- 組合員からの届出に基づき、出産された方の「産前産後期間」の保険料を免除します。
具体的には、出産月の前月分から出産月の翌々月までの4ヶ月分の保険料を免除します。
なお、多胎出産の場合には、出産月の3ヶ月前からの6ヶ月分を免除します。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産月			
多胎の方			出産月			

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料を免除します。

※令和6年1月からの施行のため、それ以前の期間は免除対象になりません。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

 ……保険料免除対象期間

届出に必要な書類

- ① 「産前産後の保険料軽減措置届出書（様式第72号）」
- ② 母子健康手帳などの写し（親子関係、出産日、単胎出産または多胎出産を確認できる書類）

届出先

- 組合員が所属されている地域建築組合事務局